

## 過労死防止基本法の制定を求める意見書

過労死が社会問題となり、karoshi が国際語となってから四半世紀がたとうとしています。過労死撲滅の必要性が叫ばれて久しいですが、過労死は過労自殺も含めて広がる一方で、近年、過労死が労災であると認定される数は増え続けている。突然、大切な肉親を失った遺族の経済的困難や精神的悲哀は筆舌に尽くしがたいものがあり、また、働き盛りの労働者が過労死、過労自殺で命を落としていくことは、我が国にとっても大きな損失と言わなければなりません。

労働基準法は、労働者に週四十時間、一日八時間を超えて労働させてはならないと定め、労働者が過重な長時間労働を強いられるのを禁止して、労働者の生命と健康を保護することを目指していますが、当該規制は十分に機能しているとは言えません。

昨今の雇用情勢の中、いくら労働条件が厳しくても、労働者が使用者にその改善を申し出るのは容易ではありません。また、個別の企業が労働条件を改善したいと考えても、厳しい企業間競争とグローバル経済の中、自社だけを改善するのは難しい面があります。

このように、個人や家族、個別企業の努力だけでは限界がある以上、国が法律を定め、総合的な対策を行っていく必要があります。

よって、国におかれては、上記の趣旨を踏まえ、下記の内容を規定した過労死防止基本法を一日も早く制定されるよう強く要望します。

### 記

1. 過労死はあってはならないことを国が宣言すること
2. 過労死をなくすための国、自治体、事業主の責務を明確にすること
3. 国は、過労死に関する調査、研究を行うとともに、総合的な対策を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月19日

京都府長岡京市議会